

事業主様

一般財団法人順天厚生事業団

## 特殊健康診断健康管理区分の表示の変更のご連絡について

平素は当事業団の健康管理事業に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標題に関しまして、令和 6 年 4 月より特殊健康診断の健康管理区分が下記のとおり変更されますのでご通知いたします。

なお令和 6 年 3 月までの表記方法との新旧対照は下表のとおりで、前回値との比較には下表を参照ください。

以上、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 記

健康管理区分	解説	令和 6 年 3 月までの旧区分
A	健診の結果、異常が認められない、または軽度の異常が認められます。軽度の異常が認められる場合は経過観察を行い、自覚症状が続く場合は受診してください。	管理 AA
		管理 A
		管理 A (経過観察)
B	健診の結果、症状、検査において再検査を必要とします。該当する項目の再検査を受けてください。	管理 A (再検査)
		管理 B
C	当該物質による疾病(中毒)が認められ治療を要します。産業医の指示に従い、必要に応じて就業制限、配置転換を行い、経過を観察してください。	管理 C
R	当該物質による疾病又は異常は認められませんが、他の原因による持病または異常が認められ、当該作業によって増悪する恐れがあります。産業医の指示に従ってください。	
T	当該物質によらない他の疾病または異常が認められます。疾病の治療等を行ってください。産業医にご相談いただき、疾病の治療、症状によっては経過観察を行ってください。	

各検査の判定記号  
(A) 異常なし (B) 軽度異常 (C1) 経過観察 (C2) 経過観察 (D) 要精密検査  
※特殊健康診断の健康管理区分は、各検査の結果に基づいて判定した総合判定結果です。

以上お問い合わせは、TEL078-341-7114 (業務課) までお願いします。